

宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）優先交渉権者選定基準（令和2年12月24日改訂版） 新旧対照表

| No | 公募書類 | ページ番号 | 該当箇所 | 新 令和2年12月24日改訂版 | 旧 令和2年3月13日版 |
|----|------------|-------|--------------------------|--|---|
| 1 | 優先交渉権者選定基準 | 2 | 2.1 選定方法の概要 | 応募者以外の 協力会社 の名称及び名称を類推できる記載 | 応募者以外の 協力企業 の名称及び名称を類推できる記載 |
| 2 | 優先交渉権者選定基準 | 7 | 5.2.6 任意事業の考え方及び提案 | ただし、コスト削減等義務事業の効率的または効果的な運営に貢献する 任意事業を提案する場合、運営権者が実施義務を負うことを条件に、当該事業を提案審査書類に記載することを妨げないものとする。 | - |
| 3 | 優先交渉権者選定基準 | 別紙1-1 | 2)【提案全体に係る留意点】 | 各項目の記載必須項目の記載がない場合は、当該第二次審査参加者を失格とする。ただし、各提案項目に共通する 施策については、任意の一項目に施策の内容を記載し、その他の項目においては当該記載箇所を参照することは妨げない。 | 各項目の記載必須項目の記載がない場合は、当該第二次審査参加者を失格とする。 |
| 4 | 優先交渉権者選定基準 | 別紙1-3 | 2-1 役割分担及び機関設計記載必須項目 | ①応募企業又は コンソーシアム構成員 の果たす役割及び位置づけ、並びに出資構成 | ①応募企業又は コンソーシアム の果たす役割及び位置づけ、並びに出資構成 |
| 5 | 優先交渉権者選定基準 | 別紙1-5 | 3-1 収支計画記載必須項目 | ①法人及び9個別事業ごとの計画財務諸表（運営権者提案額、 貸借対照表（9個別事業を除く） 、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書） | ①法人及び9個別事業ごとの計画財務諸表（運営権者提案額、 貸借対照表 、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書） |
| 6 | 優先交渉権者選定基準 | 別紙1-7 | 4-1上水の水質管理評価基準 良 | 現行体制以上となる 追加提案があり、具体的かつ効果的と認められる。追加提案においては、水質実績を踏まえた管理目標値設定が含まれている。 | 現行体制以上となる 提案として水質実績を踏まえた管理目標値設定があり、具体的かつ効果的と認められる。 |
| 7 | 優先交渉権者選定基準 | 別紙1-7 | 4-1上水の水質管理記載上の留意事項 | ①法定基準及び県基準を遵守するために、過去の水質検査実績値を十分考慮・反映した上で、運営権者が自ら定める管理目標値を記載すること。 | ②法定基準及び県基準を遵守するために、過去の水質検査実績値を十分考慮・反映した上で、運営権者が自ら定める管理目標値を記載すること。 |
| 8 | 優先交渉権者選定基準 | 別紙1-9 | 5-1上水の運転管理及び保守点検記載上の留意事項 | ②各浄水場の制御・監視システムを踏まえた運転監視体制、従事職員の実績、人員配置を記載すること。なお、 配置人員数については、その根拠を記載すること。 | ②各浄水場の制御・監視システムを踏まえた運転監視体制、従事職員の実績、人員配置を記載すること。なお、 現状より配置人員数を減らす場合は、その根拠を記載すること。 |
| 9 | 優先交渉権者選定基準 | 別紙1-9 | 5-1上水の運転管理及び保守点検記載上の留意事項 | ③保守点検の頻度、従事職員の実績、人員配置を記載すること。なお、 保守点検の頻度及び配置人員数については、その根拠を記載すること。 | ③保守点検の頻度、従事職員の実績、人員配置を記載すること。なお、 現状より保守点検の頻度、配置人員数を減らす場合は、その根拠を記載すること。 |

| No | 公募書類 | ページ番号 | 該当箇所 | 新 令和2年12月24日改訂版 | 旧 令和2年3月13日版 |
|----|------------|--------|---------------------------|--|--|
| 10 | 優先交渉権者選定基準 | 別紙1-10 | 5-2工水の運転管理及び保守点検記載上の留意事項 | ②各浄水場等の制御・監視システムを踏まえた運転監視体制，従事職員の実績，人員配置を記載すること。なお，配置人員数については，その根拠を記載すること。 | ②各浄水場等の制御・監視システムを踏まえた運転監視体制，従事職員の実績，人員配置を記載すること。なお，現状より配置人員数を減らす場合は，その根拠を記載すること。 |
| 11 | 優先交渉権者選定基準 | 別紙1-10 | 5-2工水の運転管理及び保守点検記載上の留意事項 | ③保守点検の頻度，従事職員の実績，人員配置を記載すること。なお，保守点検の頻度及び配置人員数については，その根拠を記載すること。 | ③保守点検の頻度，従事職員の実績，人員配置を記載すること。なお，現状より保守点検の頻度，配置人員数を減らす場合は，その根拠を記載すること。 |
| 12 | 優先交渉権者選定基準 | 別紙1-11 | 5-3下水の運転管理及び保守点検記載上の留意事項 | ②各処理施設等の制御・監視システムを踏まえた運転監視体制及び人員配置を記載すること。なお，配置人員数については，その根拠を記載すること。 | ②各処理施設等の制御・監視システムを踏まえた運転監視体制及び人員配置を記載すること。なお，現状より配置人員数を減らす場合は，その根拠を記載すること。 |
| 13 | 優先交渉権者選定基準 | 別紙1-11 | 5-3 下水の運転管理及び保守点検記載上の留意事項 | ③大雨時の異常流入に対応した管路，ポンプ場及び浄化センターの施設運用及び溢水防止対策について記載すること。 | ②大雨時の異常流入に対応した管路，ポンプ場及び浄化センターの施設運用及び溢水防止対策について記載すること。 |
| 14 | 優先交渉権者選定基準 | 別紙1-11 | 5-3 下水の運転管理及び保守点検記載上の留意事項 | ④現状の施設・設備及び改築・修繕計画を考慮した保守点検方針を記載すること。 | ③現状の施設・設備及び改築・修繕計画を考慮した保守点検方針計画を記載すること。 |
| 15 | 優先交渉権者選定基準 | 別紙1-11 | 5-3下水の運転管理及び保守点検記載上の留意事項 | ④保守点検の頻度，従事職員の実績，人員配置，保守体制を記載すること。なお，保守点検の頻度及び配置人員数については，その根拠を記載すること。 | ④保守点検の頻度，従事職員の実績，人員配置，保守体制を記載すること。なお，現状より保守点検の頻度，配置人員数を減らす場合は，その根拠を記載すること。 |

| No | 公募書類 | ページ番号 | 該当箇所 | 新 令和2年12月24日改訂版 | 旧 令和2年3月13日版 |
|----|------------|--------|--------------------------|---|---|
| 16 | 優先交渉権者選定基準 | 別紙1-12 | 6-1改築・修繕方針 記載上の留意事項 | <p>①②保守点検及び健全度評価の結果を踏まえた合理的な改築・修繕計画とすること。</p> <p>①②1-1の本事業等の全体方針及び1-2の現状分析及び課題整理を踏まえ、新技術の開発・導入、創意工夫といったイノベーションに関する提案がある場合は、その計画についても記載すること。</p> <p>①②本事業期間終了後も継続的に使用でき、運転・操作・管理が容易なシステム及び設備であること。</p> | <p>①保守点検及び健全度評価の結果を踏まえた合理的な改築・修繕計画とすること。</p> <p>①1-1の本事業等の全体方針及び1-2の現状分析及び課題整理を踏まえ、新技術の開発・導入、創意工夫といったイノベーションに関する提案がある場合は、その計画についても記載すること。</p> <p>①本事業期間終了後も継続的に使用でき、運転・操作・管理が容易なシステム及び設備であること</p> |
| 17 | 優先交渉権者選定基準 | 別紙1-12 | 6-1改築・修繕方針 記載上の留意事項 | ②9個別事業ごとに改築・修繕計画を記載すること。 | ②9個別事業ごとの改築・修繕計画を対応様式に記載すること。 |
| 18 | 優先交渉権者選定基準 | 別紙1-16 | 8-2事故時における対応 記載必須項目 | ②浄水処理施設、水処理施設の事故時の対応手順・連絡体制等（設備故障等含む） | ②浄水処理施設、水処理施設の事故時の対応手順・連絡体制等設備故障等含む） |
| 19 | 優先交渉権者選定基準 | 別紙1-16 | 8-2事故時における対応 記載上の留意事項 | <p>①②3事業ごとに施設特性を考慮して記載すること。</p> <p>①上水・工水は、原水（毒物、油等）及び浄水（基準値超過等）の水質事故について記載すること。</p> <p>①下水は、有害物質の流入等の水質事故について記載すること。</p> <p>②上水は、塩素漏洩事故について記載すること。</p> <p>②上水・工水は、送水量・配水量の確保に向けた施設運用について記載すること。</p> <p>※番号修正に伴い、修正後の番号で並び替えを行った。</p> | <p>①3事業ごとに施設特性を考慮して記載すること。</p> <p>②上水・工水は、送水量・配水量の確保に向けた施設運用について記載すること。</p> <p>②上水・工水は、原水（毒物、油等）及び浄水（基準値超過等）の水質事故について記載すること。</p> <p>②上水は、塩素漏洩事故について記載すること。</p> <p>②下水は、有害物質の流入等の水質事故について記載すること。</p> |